

## 審議会(8/21)における意見及び府の考え方

| 項目 | 御意見の要旨   | 府の考え方  | 備考(骨子案該当箇所等対応方法)  |
|----|--|--|---|
| 全般 | アウトカムとして、現状と目標値を数値で示していただきたい。  | <p><b>骨子案に意見反映</b></p> <p>第2章 行動計画の基本的な考え方に追記しました。</p>   | <p>【第2章-1】 9行目<br/>…食中毒や食物アレルギー、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生しないことを目指します。</p> <p>【第2章-2】 7行目<br/>そして、これらの取組への参加者が、食の安心・安全について理解できた等と評価することを目指します。</p> |
|    | アウトカムを踏まえて目標が設定されているが、目標の考え方について説明を加えた方がよいのではないか。                                | <p><b>今回の審議会に別途資料を提示</b></p> <p>これまでから目標の考え方は計画本体には記載しない形式を採用していますので、今回も同様とさせていただきます。<br/>なお、目標値の考え方については、審議会に別途資料を提示させていただくとともに、これまでと同様、府民等啓発資料には記載するようにいたします。</p>                      |   |
|    | 現状の数値と3年後の数値目標のみが示されており、各年度ごとの数値目標を記載すべきでないか。<br>また、目標値の単位が、「延べ」かどうか分かりづらいものがある。 | <p><b>今回の審議会に別途資料を提示</b></p> <p>計画本体の数値目標の記載については、これまでから最終年度の数値のみとする形式を採用していますので、今回も同様とさせていただきます。<br/>なお、各年度の数値目標については、審議会に別途資料を提示させていただきます。<br/>また、目標数値の単位や件数については、わかりやすい表現に修正しました。</p> | <p>取組番号と目標値の単位</p> <p>④指導者人数 → 登録人数<br/>⑦人数 → 登録人数<br/>⑰店舗数 → 登録店舗総数<br/>⑳、㉑指導(%) → 指導率(%/年)<br/>㉒指導率(%) → 指導率(%/年)<br/>㉓講座数 → 講座総数</p>       |

審議会(8/21)における意見及び府の考え方

| 項目 | 御意見の要旨   | 府の考え方   | 備考(骨子案該当箇所等対応方法)  |
|----|--|---|---|
| 全般 | <p>京都市と協調し、行動計画を立てることが、府民全体の食の安心・安全につながるのではないか。</p>                                | <p><b>京都市に説明、連携確認済み</b></p> <p>パブリックコメント時に、京都市に説明し、今後も連携していくことを確認しました。<br/>また、他の市町村についても、パブリックコメント、最終行動計画を情報共有するとともに、各取組について引き続き連携しながら実施していきます。</p> |   |
|    | <p>「京都府くらしの安心・安全推進本部」の具体的な仕組みについて記載すべき。<br/>また、緊急時の図上訓練等、府の職員の方に積極的にやっていただきたい。</p> | <p><b>府民啓発資料に記載</b></p> <p>「京都府くらしの安心・安全推進本部」については、府民等啓発資料に記載いたします。<br/><br/>緊急時の訓練等の参考とさせていただきます。</p>  |   |
|    | <p>目標数値が減っているものの説明が不足している。</p>   | <p><b>今回審議会に別途資料を提示</b></p> <p>数値目標の考え方について、別途資料を提示します。</p>   | <p>⑦食品営業施設の監視指導(件/年)の29年度42回という実績は異物混入等による追加の立入を行った際の結果であり、目標数値40回は、40回以上という趣旨です。</p> |

審議会(8/21)における意見及び府の考え方

| 項目       | 御意見の要旨   | 府の考え方  | 備考(骨子案該当箇所等対応方法)   |
|----------|--|--|--|
| GAP関係    | GAPは第三者認証取得に限定せず、農家がGAPの考え方に沿った生産ができるよう努めるべきではないか。   | <b>骨子案に意見反映</b><br><br>GAPの考え方を広く周知し、実践していただくため、目標に「GAP実践のための研修会の開催」を追加しました。   | 【第3章-1-(2)】<br>①「農業者向けGAP実践に係る研修会の開催(回/年)」を追加  |
|          | 第三者認証GAP取得はコストが高く、その認証取得のみを目標設定とすることには反対。  | <b>骨子案に意見反映</b><br><br>GAP実践のための研修を着実に実施するとともに、経営判断として認証取得を希望する経営者に対しては、支援していきたいと考えています。   |  |
|          | GAP又は農場向け一般衛生管理の「考え方」を普及し、実施できている農家を確認できる方がよいのではないか。   | <b>取組実施時の参考</b><br><br>農業者向け研修会の開催やGAP指導員による生産工程の管理、改善等の指導を通じて、農業者が自らつくる生産物の安全性向上等に有効な取組であるGAPを正しく理解し、広くGAPの考え方を取り入れ、消費者に信頼される農場管理を実施できるよう支援していきたいと考えています。 |  |
|          | 第三者認証GAP取得の各年度計画を記載願いたい  | <b>今回審議会に別途資料を提示</b><br><br>数値目標の考え方について、別途資料を提示します。   |  |
| トレーサビリティ | 府は過去のBSE、鳥インフルエンザの発生時に全国に先駆けてトレーサビリティの仕組みを作ったが、この計画にトレーサビリティが全く触れられていない。<br><br>トレーサビリティを確実に実施するところまで持って行くのは難しいが、農水省が作成したマニュアルや動画をトレーサビリティ手段の理解に活用して普及を進めてほしい。 | <b>骨子案に意見反映</b><br><br>引き続き食品事業者に対するトレーサビリティの考え方の普及に取り組むこととし、数値目標を設定しました。  | 【第3章-1】<br>「(1)安心・安全な食品を提供する事業者の育成」の5段落目に追記<br><br>数値目標を追加<br>「⑨食品トレーサビリティに関する研修会の開催(回/年)」 |

審議会(8/21)における意見及び府の考え方

| 項目                      | 御意見の要旨  | 府の考え方  | 備考(骨子案該当箇所等対応方法)                                    |
|-------------------------|---|--|---|
| 法改正<br>(HACCP<br>食品表示法) | <p>HACCPは重要な危害が発生する点を重点管理する仕組みであり、清掃、殺菌、作業員の訓練等の一般的衛生管理は含まれていない。一般的衛生管理をきちんとやった上で、HACCPを積み上げるという方がわかりやすいのではないか。</p> | <p><b>骨子案に意見反映</b></p> <p>一般衛生管理を実施した上でHACCPに取り組むことを記載しました。<br/>また、詳細については、府民啓発資料の「用語集」に記載いたします。</p>   | <p>【第3章-1】<br/>「(1)安心・安全な食品を提供する事業者の育成」の2段落目に追記</p> |
|                         | <p>HACCPの制度化は2つの基準で進められる予定であり、それぞれの基準に合った取組を進めるというような表現にすべき。</p>  | <p><b>◎最終案に意見反映</b></p> <p>ご意見をふまえ、HACCPの制度化はリスクに応じて2つの基準があり、それに応じた対応をすることを追記しました。</p>                 |   |
|                         | <p>食品表示法、食品衛生法について、法改正の経過措置期間や「食品関連事業者」の定義がわかりにくいためしっかり周知してほしい。</p>   | <p><b>取組実施時の参考</b></p> <p>経過措置期間は、事業者向けの講習会等で、確実に周知するようにします。<br/>「食品関連事業者」の定義は、府民啓発資料の「用語集」に記載します。</p> |   |
| <p>持続可能な農業</p>          | <p>SDGs(エスディーゼーズ、Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)という言葉も記載してほしい。</p>   | <p><b>骨子案に意見反映</b></p> <p>国際的な動きとして追記しました。</p>   | <p>【第3章-1】<br/>「(2)持続可能な農業の推進と食料の安定供給」にSDGsを追記</p>  |

審議会(8/21)における意見及び府の考え方

| 項目          | 御意見の要旨  | 府の考え方   | 備考(骨子案該当箇所等対応方法) |
|-------------|---|---|------------------|
| 緊急時の食に関する対応 | <p>災害時の緊急対応は、府民一人ひとりの自己責任意識を高めることも必要であり、また、府の役割についても記載していただきたい。</p>                       | <p><b>取組実施時の参考</b></p> <p>府民向けリスクコミュニケーション等の取組の中で推進していきます。<br/>また、災害時の府の役割は、京都府地域防災計画に定めております。</p>  |                  |
|             | <p>現状認識において、南海トラフ地震が懸念される中、災害時の食料調達をはじめとした対応は柱として項目だてるぐらいのものでないと非常に寂しい。</p>               | <p><b>今回の審議会に別途資料を提示</b></p> <p>災害時の食料調達や衛生確保は、京都府や各市町村の防災計画にしっかり位置づけされており、府と民間事業者等と協定を結び、水や食料、衛生資材等の確保に努めているところです。</p>   |                  |
| 農薬          | <p>発がん性の危険があるとされる農薬が100円均一店でも販売されている。農業従事者以外の一般消費者へも注意喚起が必要であり、巡回調査の対象に一般の販売店も含めてほしい。</p> | <p><b>取組実施時の参考</b></p> <p>農薬を販売するには、農薬取締法に基づき販売届を提出することとなっているため、京都府では届出のある販売店に対し、計画的に巡回し、陳列、表示等について監視するとともに、消費者への注意喚起についても指導しており、引き続き着実に実施します。<br/>なお、除草剤や殺虫剤など、農薬として登録されていない薬剤については、その本来の目的以外に使うことがないよう、適正使用について周知に努めます。</p> |                  |
| マイクロプラスチック  | <p>現状認識において、環境の悪化等が懸念されているマイクロプラスチックの問題を一つの項目立てをしてほしい。</p>                                | <p><b>国の動向を注視</b></p> <p>マイクロプラスチックについては、社会的・国際的課題であり、環境省も調査等に取り組みされているところですが、食品安全委員会ではリスク評価等は実施されていない状況です。<br/>府としては、国の動向を注視しながら関係部局と連携して対応していきたいと考えています。</p>  |                  |

京都府食の安心・安全推進条例に基づく「京都府食の安心・安全行動計画」骨子(案)に対する  
意見募集結果(案)

- 1 募集期間 平成30年10月1日(月)から平成30年10月30日(火)まで  
2 御意見提出件数 10件(24項目)  
3 御意見の趣旨及びそれに対する府の考え方

未定稿

| 項目                              | 分類    | 御意見の要旨  | 府の考え方  |   |
|---------------------------------|-------|---|--|---|
| 1<br>(1)<br>安心・安全な食品を提供する事業者の育成 | HACCP | 2020年度内の制度化期限内に多くの事業者へHACCP(これに準じたものを含む)を導入するには、研修会(25回)では少なく、地方振興局ごとに同一業種で複数回の開催が必要。   | <b>取組実施時の参考</b><br>HACCPの推進には、業種別研修会の開催が効率的かつ効果的であると考えています。<br>また、HACCPを所管する健康福祉部局だけでなく、中小事業者を所管する商工労働観光部や農林水産事業者を所管する農林水産部など、関係部局が連携して進めていきます。<br>また、京都市内の事業者については、京都市の管轄であることから、京都市と連携・役割分担しながら取組んでいきます。 | 1 |
|                                 |       | 相談事案に対して、事業者が必要とする具体的な援助なしには、HACCP方式の導入は先に進まない。関連部局とも協力し全庁的な取り組みとして臨むべき。  |  | 2 |
|                                 |       | 府内産農産物の選果場など農業施設へのHACCP導入指導について触れられていない。<br>府内産農産物の輸出拡大を目指すなら、GAP認証の取得だけでなく、農業関係者へのHACCP導入の働きかけも必要。今後の対応策について調査・研究を行い準備することが必要。 | <b>取組実施時の参考</b><br>農業関係者に対しては、6次産業化に取組む生産者向けの「食のマネジメント研修会」を開催し、HACCPの他食品衛生や食品表示について学ぶ機会を設けることとしており、国がHACCPの対象施設を明確にした段階で具体的な対応を検討します。  | 3 |
|                                 |       | 京都の食品事業者は、伝統産業として食への意識は高いが、家族経営の小規模事業者が多い傾向があり、HACCPの導入にあたっては、一律に膨大なチェック項目を求めるのではなく、事業者や業界毎の状況を踏まえた対応が必要。                       | <b>取組実施時の参考</b><br>厚生労働省では、小規模事業者については、各業界団体が作成した手引き書を参考に簡略化された衛生管理をすることとしており、府としても各事業者に応じて丁寧な支援をしたいと考えています。   | 4 |
|                                 |       | 国のHACCP制度ときょうと信頼食品登録制度の違いを明確にしてほしい。   | <b>取組実施時の参考</b><br>HACCPの制度詳細が明確になった時点で整理し、関係事業者に提示したいと考えています。   | 5 |
|                                 |       | 国のHACCP義務化の動きもふまえ、「京都府食品衛生監視指導計画」において、重点的に取り組む事項とされているが、小零細事業者も含めてすべての事業者に義務付けるのは容易ではない。  | <b>取組実施時の参考</b><br>法の適正な執行を行うための取組実施時の参考とします。  | 6 |

| 項目                                  | 分類   | 御意見の要旨   | 府の考え方  |    |
|-------------------------------------|------|--|--|----|
| 1<br>(1)<br>安心・安全な食品を<br>提供する事業者の育成 | 食品表示 | 容器包装入りの食品について、製造メーカー名の記載の義務付けと府による厳しいチェックの実施を行動計画に明記してほしい。   | <b>取組実施時の参考</b><br>食品表示は、食品表示法の食品表示基準に基づいて表示していることから、国との協議・要望機会に提案します。<br>また、食品表示巡回指導等により、法令遵守の監視を行っていきます。 | 7  |
|                                     |      | 食品表示は、原料原産地表示など消費者にとって、分かりづらい事が増えている。<br>国において、遺伝子組み換え表示の改正が検討されており、今回の行動計画にはないが、関連部局と調整し、事業者向け・消費者向けの「食品表示講習会」の開催を要望する。   | <b>取組実施時の参考</b><br>遺伝子組み換え食品については、食品表示基準が改正されれば、講習会の開催等により着実に周知します。  | 8  |
|                                     |      | アレルギー対策の強化として、業種別の食品関連事業者向け食品表示講習会・相談会の開催目標が20回では少ないため、地域振興局ごとに複数回の開催が必要。  | <b>取組実施時の参考</b><br>出前講座等により個別要望に応えるとともに、保健部局や市町村と連携した取組も進めていきます。   | 9  |
| 1<br>(2)<br>推進と持続可能な<br>食料の安定供給     | SDGs | SDGsについて、国連でも採択され、日本政府もそれに向けて動き出しており、今後3年、大きな動きになってくると思う。SDGsについて、「(2)今後の課題」の「ア」の前にも記載してはどうか。                              | <b>取組実施時の参考</b><br>SDGsは幅広い分野での持続可能な開発目標を定めており、持続可能な農業の推進がその一部であることから、それに関連する項目で記載し、取組を進めることとしました。         | 10 |
|                                     | 温暖化  | 温暖化に対応した暑熱に強い農作物(p8)とあるが、温暖化の本来の意味(現象)は、暑熱だけではなく極端な寒冷やその他二次的影響(永久凍土の崩壊、巨大台風など)も著しくなるものであり、暑さばかりを強調した偏向する「温暖化」の取り上げ方は避けるべき。 | <b>取組実施時の参考</b><br>「温暖化」は例示であり、気候変動等に対応する取組を実施することとしています。  | 11 |

| 項目                                      | 分類               | 御意見の要旨   | 府の考え方  |    |
|---|------------------|--|--|----|
| 1<br>(3)<br>誰もが安心して食事ができる環境の整備          | 食に携わるボランティア向け講習会 | 地域の社会福祉協議会、NPO法人、任意団体等がボランティア活動として実施している子供食堂や高齢者のサロン等において、「食」の提供が行われるケースが増加している。<br>食中毒やアレルギー問題の発生の報道はないが、食品を取り扱うものとして、保健所や福祉部局、市町村とも連携し新規開設時の事前研修会を必須とし、目標値を引き上げを求める。 | <b>取組実施時の参考</b><br>京都府内の振興局エリア単位での開催を想定し5回の開催を計画していますが、出前講座等により個別要望に応えるとともに、保健部局や市町村と連携した取組を進めていきます。   | 12 |
|   |                  | ボランティア活動として実施している子ども食堂や高齢者サロン等において「食」の提供が増加する中、食に携わるボランティア向けの食の安心・安全講習会を開催することは、前進と評価できる。<br>さらに、京都府の災害ボランティアセンターと連携し、進めることが望ましい。                                      | <b>取組実施時の参考</b><br>ボランティアセンターやボランティア団体等と連携して、取組を進めていきます。   | 13 |
| 1<br>(4)<br>緊急時                         | 緊急時              | 緊急時の食の安全・安心の備えとして「緊急時の食に関する対応研修会」が開催されることは、前進と評価できる。<br>さらに、京都府の災害ボランティアセンターと連携し、進めることが望ましい。   | <b>取組実施時の参考</b><br>京都府災害ボランティアセンターをはじめ、関係団体等と連携して取組を進めます。  | 14 |
| 2<br>(1)<br>府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進     | ヤングサポーター(仮称)     | 庁内各部署で学生サポーターの設置があるが、日常的な結びつきを保ち、具体的にどのような事をしてもらうか等のマネージメントが不足している。<br>募集開始に当たっては、単年度の計画だけでなく、学生が卒業後も府下に居住(就職)する場合のフォローと継続して協力してもらえるような仕組みを作っておく必要がある。                 | <b>取組実施時の参考</b><br>「食の安心・安全ヤングサポーター(仮称)」の養成にあたっては、既存の府庁内学生サポーター制度と連携するとともに、学生の負担とならないよう配慮しながら、活動の内容や機会をしっかりとマネージメントしていきます。<br>また、卒業後は「食の安心・安全協働サポーター」への誘導等に取組み継続的な活躍を支援していきます。 | 15 |
|   |                  | 「食の安全・安心ヤングサポーター(仮称)」は良い取組であり、京都府生協連に加盟している大学生協事業連合との連携を図られてはどうか。<br>また、最初は家政系の大学生を中心に始め、その後は広く他の学生も関わる取組にすることが、より効果的と考える。   | <b>取組実施時の参考</b><br>大学生協や家政系の大学生から活動の輪を広げ、広く大学生に関わっていただける取組にしたいと考えています。   | 16 |
| 食2<br>環に(境関2)<br>のす<br>充る府<br>実学民<br>習の | 府民への情報発信と学習環境    | 情報が氾濫する中、府民それぞれに合わせたテーマでリスクコミュニケーションを開催することは有意義である。<br>特に、インターネットの講座「食の府民大学」の講座数を増やし、充実させることは賛成。学習することがリスクコミュニケーションを深めることにつながると思う。                                     | <b>取組実施時の参考</b><br>「食の府民大学」は、時間と場所に縛られず学習できる場として開講しており、多くの府民に学んでいただきたいと考えています。<br>さらに講座を充実させ、府民にとって魅力ある「食の府民大学」となるよう努めます。  | 17 |

| 項目                           | 分類           | 御意見の要旨   | 府の考え方   |    |
|------------------------------|--------------|--|---|----|
| 2<br>(2)<br>学習環境の食に関する       | リスクコミュニケーション | 有効性表示の拡大により、食に関する情報が溢れており、「危険を煽ったり」「効能を強調しすぎるもの」もある。<br>また、食品の放射能汚染や遺伝子組み換え原料を使用した食品に対する消費者の不安は根強く、情報を関係者が共有し、相互理解を深めるリスクコミュニケーションはますます重要になっている。<br>したがって、審議会での行動計画の評価の際、次年度はどのようなテーマをとりあげ、リスクコミュニケーションを推進していくのかを論議して欲しい。取組みにあたっては消費者行政分野との連携、消費者団体との連携について配慮をお願いする。 | <b>取組実施時の参考</b><br>審議会において次年度のリスクコミュニケーションのテーマや手法についてご意見を伺いながら進めていきたいと考えます。<br>また、リスクコミュニケーションの開催にあたっては、関係部局としっかり連携してまいりますし、消費者団体の方々との連携は是非ともお願いしたいと思います。 | 18 |
| 2<br>(3)<br>京都ならではの食文化の継承と向上 | 食いく先生        | 「きょうと食いく先生」の授業により、自ら調理し食べる体験をすることは有意義である。また、授業回数の増加、食育の優良事例の発信により、府民が将来にわたり豊かで健康な食生活を送るための取組に賛成する。   | <b>取組実施時の参考</b><br>府民が食に触れ、学ぶ機会を増やすことで、食文化をしっかりと伝承し、府民の「食を大切に作る心」を育てていきます。  | 19 |
|                              | 食品ロス         | 「食べ残しゼロ推進店舗」の目標数が100店舗というのは、対象となる飲食店舗数から考えると少ないのではないか。   | <b>◎意見反映</b><br>対象となる飲食店の10%「380店舗」に目標を修正します。<br>【第3章-2-(3)-④】  | 20 |
|                              |              | 2030年までに食品ロスを半減する、という世界目標を目指そうという動きもある中、食の生産過程・流通過程・廃棄の過程でそれぞれに地域循環を作り、安全に提供していくことが大切で、そのためには自治体、事業者、市民の協力が大事であるとの提言もある。<br>今回の計画では入れるのは無理だが、次回には大きなテーマになってくると思いますので、そのための小さな一歩ですがこのようなことをされていかかが。   | <b>取組実施時の参考</b><br>食品ロス削減のためには、自治体、事業者、府民による協働が重要であり、府としても平成28年度にこれらの関係者による「食品ロス削減府民会議」を開催し、取組を進めてきたところです。<br>今後も、取組の輪を広げ、食品ロス削減を進めていきます。                 | 21 |
|                              |              | 食べ残しゼロ推進店舗について、京都市は900店を超えたとのことである。京都市の先駆的な取組や、優良事例の紹介など情報発信を共有し、京都府全体に広めていってほしい。  | <b>◎意見反映</b><br>認定目標を対象となる飲食店の10%「380店舗」に増やし、優良事例の紹介や認定施設のメリット感を確保しながら、府全体に拡大するよう取り組んでいきます。<br>【第3章-2-(3)-④】  | 22 |

| 項目  | 分類         | 御意見の要旨  | 府の考え方  |
|-----|------------|---|--|
| その他 | 放射性物質      | 食品の放射性物質への対応は行動計画に含まれないのか。  | <p><b>取組実施時の参考</b></p> <p>京都府では、東日本大震災以来、府内産農林水産物及び府内流通食品について、放射性物質検査を継続し、平成24年度以降、府内産農林水産物、府内流通食品とも食品衛生法の基準値超過はありません。</p> <p>また、東日本大震災の対応としては、国が指定する17都県については、検査が実施されています。</p> <p>このような現状を踏まえ、食の安心・安全審議会放射線部会にも諮り、今後は、引き続き収去検査(番号⑳)の中で、放射性物質検査を実施しますが、放射性物質検査だけの個別の数値目標は設定しないこととしました。</p> <p>なお、放射性物質に不安を感じておられる府民もあることから、今後は、リスクコミュニケーションのテーマ等にしながら、府民の不安解消に取り組んでいきます。</p> |
|     | マイクロプラスチック | 世界的に問題が提起されているマイクロプラスチックについて、触れられていない。京都で取り上げていないのは問題ではないか。収去検査までは現段階で時期尚早だが、リスコミなど環境悪化による食へのリスク、府民への警告として取り上げる時期ではないか。 | <p><b>取組実施時の参考</b></p> <p>マイクロプラスチックについては、社会的・国際的課題であり、環境省も調査等に取組まれているところですが、食品安全委員会ではリスク評価等は実施されていない状況です。</p> <p>府としては、国の動向を注視しながら関係部局と連携して対応したいと考えています。</p>  |

23

24